

参議院農林水産委員会會議録第十六号

昭和三十一年三月九日(金曜日)午後一時五十分開会

出席者は左の通り。

理事

青山 正二君

重政 庸徳君

戸叶 武君

三浦 辰雄君

委員

池田宇右衛門君

佐藤清一郎君

関根 久藏君

横川 信夫君

河合 義一君

小林 孝平君

溝口 三郎君

森 八三三君

千田 正君

政府委員

農林政務次官

農林省畜産局長

水産庁長官

事務局側

常任委員

会専門員

安樂城敏男君

本日の會議に付した案件

○本委員会の運営に関する件

○飼料の品質改善に関するの一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○家畜取引法案(内閣提出)

○理事(戸叶武君) ただいまから農林水産委員会を開きます。

最初御報告を申し上げ、御了承を願います。それはかねて御決議になっております農林漁業金融に関する参考人の意見を聞くのは、来たる三月十三日火曜日午後一時からいたしますから御了承を願います。

つきましては、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案についてお諮りいたします。この法律案は、昨八日衆議院を政府原案の通り通過して本院に送付、同時に当委員会に付託になりました。この法律案は、昨日の委員会において予備審査を終つたのでありますが、お差しつかえなければ、来たる十三日農林漁業金融に関する参考人の意見を聞いた後において残余の質疑を終り、直ちに討論採決を行うことにいたしたいと存じますが、お差しつかえありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(戸叶武君) 異議なしと認め、そのように御了承願います。

○理事(戸叶武君) 一、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案を議題にいたします。

本法律案は、去る三月八日閣法第四号をもつて内閣から送付、即日当委員会に予備付託になったものであります。まず提案理由の説明を求めます。

○政府委員(大石武一君) ただいま上程せられました飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

畜産を振興して参ります上におきまして、飼料問題の解決が家畜家禽の生産力の増大、飼養管理方法の合理化、畜産経営の安定等の見地から重要な前提でありますことは、今さら申し上げるまでもないところでございます。しかして、この飼料問題の解決につきましては、量及び質の両面について従来から種々の対策が講じられていたものであります。量の問題につきましては、別途飼料需給安定法等の適切な運営により処理することになっておりますが、質の問題すなわち飼料の品質の改善向上をはかりますことにつきましては、すでに御承知のように、昭和二十八年四月飼料の品質改善に関する法律が制定されて、これに基づきまして飼料の登録、検査等が実施されて参つたわけでございます。同法施行後の状況を顧みますに、飼料の品質改善上相当の効果を上げていたものでございますが、なおこれを促進いたしますため、この法律の中心をなしております登録制度に、関し若干の改正を加えるとともに、取締りの面におきましても必要最小限の強化をはかることが必要と考えられますので、今回この法律案を提出することとした次第であります。

次にこの法律案の内容を簡単に御説明申し上げます。改正の第一点は、登録制度に関するものでございます。すなわち、現行の制度におきましては、登録は、製造業者または輸入業者の任意の申請に基いて行われ、かつ、申請にかかる飼料が異物の混入その他著しく品質が劣ることが認められる場合の

ほか、すべて登録を行うという建前になっていたのであります。従いまして登録飼料と申ししましても、必ずしも品質良好なものとは申しがたい実情でありまして登録制度の性格がやや明瞭を欠くきらいがございましたので、今回登録の基準となるべき公定規格を設け、これに適合する飼料に限り登録を行うこととし、良質飼料推奨制度としての性格を明確化することとしたいたしました。公定規格の制度につきましては、農林大臣が必要と認める場合飼料の種類を指定してその種類ごとに定めるのでございますが、なお公正かつ妥当な規格の制定を期するため、製造業者、輸入業者、販売業者または飼料の消費者におきましても、公定規格の制定を申し出ることができるとすることとす

もに、農林大臣は、必要と認める場合には、規格の制定にあたり製造業者等利害関係人及び学識経験者の意見を聞くことができることとしたしております。

改正の第二点は、飼料の品質の取締りに関するものでございます。この点につきましても、従来から品質の低下するような異物の混入を禁止する規定があるのでございますが、現在流通いたしておりますところのいわゆる粗悪飼料の中には、たとえ炭カル、貝がら粉末等異物とは言いきれない材料が多量に混入いたしましたものが何らの表示もなく流通したために家畜の生産能力を低下せしめ、はなはだしくはその健康を害するに至るといふ事例が少なからざる状況にあるのでございます。こ

れに対処いたしますため、これらの材料を混入した飼料につきましても、その混入物の名称及び混入割合等の表示を強制することとし、消費者の保護をはかり、あわせて取引の公正化を期することとしたのであります。またこれに伴いまして、この法律の適正な運営をはかるため都道府県知事に権限を委任することとしたいたしましたほか、若干の所要の改正を加えたのであります。

以上がこの法律案を提案する理由でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第でございます。

○理事(戸叶武君) 本法律案の審議は後日に譲ります。

○理事(戸叶武君) 漁港法の一部を改正する法律案を議題にいたします。昨日に引き続いて御質疑を願います。なお昨日の委員会の御決定によつて、本日質疑を終り、直ちに討論採決を行うことにいたしましたことと存じますから、御了承を願います。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(戸叶武君) 速記をとめて下さ

い。

○理事(戸叶武君) 速記をつけて下さ

い。

「速記中止」

○理事(戸叶武君) 速記をつけて下さ

い。

本案につきましては、質疑は終了いたしましたものと認めて御異議ございませ

んか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(戸叶武君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(戸叶武君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。漁港法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(戸叶武君) 全会一致でございます。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本院規則第四百四条による本会議における委員長の手続報告の内容、第七十二条による議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(戸叶武君) 御異議ないものと認めます。よってさように決定いたしました。

なお本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

青山 正一	重政 庸徳
三浦 辰雄	池田宇右衛門
関根 久藏	佐藤清一郎
横川 信夫	河合 義一
小林 孝平	溝口 三郎
森 八三一	千田 正

○理事(戸叶武君) 次に家畜取引法案を議題にいたします。

この法律案につきましては、去る三月六日の委員会において提案理由の説明を聞いたのでありますが、本日はこの法律案審査の前提となる家畜取引の現状、その他の参考事項ならびに本法律案の内容等について政府委員の補足説明を聞くことにいたしました。

○政府委員(渡部伍良君) それでは家畜取引法案の提案理由につきまして、先般御説明申し上げたのでありますが、それにつきまして補足的に御説明をさせていただきますと思います。

まず最初に申し上げたいのは、昭和二十三年までは家畜市場法がありまして、明治四十三年から施行されました、家畜市場の開設を地方長官の許可制度としておいたのであります。ところが新憲法のもとにおける法律態勢からそれが適合しなくなり、あるいはまた取引の自由の原則を相当その法律ならびに施行規則において規制しておりました、それが新憲法下でははるまじいというふうな関係から、昭和二十三年に進駐軍の命によって廃止されたのであります。その後家畜市場そのものはなくなつたわけではございませんので、北海道は二十二年におきまして、おのおの条例を制定いたしました。家畜市場の規制を行なつてきたのであります。

しかし御承知のように戦後畜産の伸び方は、先般家畜伝染病予防法のときに配布いたしました資料、ならびに本法に關係して配布しております資料にもあります通り、急速に伸びてきていますのであります。内容的に言いますと、馬の軍馬としての要求が減つたので伸びないのかわりに、乳牛なり

綿羊なり、ヤギなり、あるいはいわゆる和牛の伸び方は相当なものであります。そうしますと、どうしても家畜の取引の公正をはかるために法制的な措置が必要になつてくるというふうになつたのであります。ここに昭和二十八年に有畜農家創設特別措置法が国会を通過いたしました。同時に、衆議院の農林委員会においても、家畜及び畜産物の流通機構の整備並びに価格の維持に對し、十分なる措置を講ずべしということが付帯決議としてつけられておるのであります。

条例のきめ方なり条例の運用等についても、県の力の入れ方もまちまちでありますので、どうしても国としてこの問題を取り上げなければならぬというふうになつたのであります。そういう事情で法律を作つたのであります。

まず家畜の取引市場の状態がどういうふうになつておるか申しますと、お手紙に配布しました別の資料の第一表を見ていただきますと、あとから一枚の紙を第一表の訂正として差し上げておられますが、右の欄の一番下に合計が出ております。千四百三というところになつております。これは家畜取引市場についての法的規制がなかつたので、調査をたびたびやることはできませんので、昭和二十八年に調査したもので、昭和二十八年度に調査したもので、それをその後は正していつている、こういうふうな関係であります。が、千四百三あるわけでありまして、別にそれを出してあります。東京、神奈川を除きましては各県にあるのであります。その経営主体は農協、農連、郡連、村農協が大部分でありまして、その他公営、あるいは個人、家畜商、会社、その他団体というふうになつております。その中でこれを多少内容的

に申し上げますと、約千百が産地の市場であります。その残りが集散地市場、多少規模の大きい市場、こういうふうになつております。参考のために別に大きい地図をお配りしてあります。鹿児島県の牛馬の生産状況と、それに相応する市場の關係の図面でありまして、これは相当めんどうなもので、全部の県の表を作るのには金がありませんで、参考のために、一番端の所で相当精密な調査ができていた所を作つておるのであります。丸が子牛、子馬の生産頭数で、丸のあいていいるのが百頭単位、丸のあいていないのが十頭単位、こういうことになつております。赤が牛、青が馬、三角が市場、こういうふうになつておるわけでありまして。

そういうふうな状況でありまして、数は非常に多いし、それから必ずしも生産頭数と家畜の所在が経済的になっていない。乱立をして市場が成り立つていかないうちもあるし、あるいは場合によりまして、もつと市場がほしいというふうな所もあるわけでありまして、そこでそれをとらへまして、現在ありまする条例を調べてみますと、きわめて微温的でありますので、私の方としては、まず第一に家畜市場は登録制度としておるわけでありまして。

〔理事戸叶武君退席、理事三浦辰雄君着席〕

登録にしまして、家畜市場としてはつきりした県の認定をもらふ。しかし従来の許可制度のように、新憲法下では営業の自由を侵すといふことはいたしません。できてきたものを順次いいものにしていく、こういうふうにしておるのであります。しかし運営がうまくいくためには、登録によりまして、法律案の第五条に、一定の欠格要件に該当するものは登録を与えない、こういうふうにしておるのであります。

それからどういうふうにして運営するかというところは、必ず業務規程というものを定めさせるといふことを第六条に規定いたしております。これを県の登録簿に載せると同時に、市場を利用する人にもはつきりわからせる、こういうふうな仕組みにしておるのであります。

市場の中の方につきましては、これも取引の公正、円滑を期する最小限度の規制をやつておるのであります。第十二条から第十七条までをこれに規定しておるのであります。開設者は家畜取引前及び終了後に所定の事項を公表する。どれだけの価格で売れといふことが大体の内容になります。あるいは獣医師を置いて健康検査の要求があればいつでも検査してやるし、あるいは市場にはつなぎ場とか、あるいは衛生的に周囲に迷惑をかけないような畜舎とか、あるいは排泄物の処理施設を作るといふようなことをやる。さらに場の取引はせりを原則とする。それから決済は必ず市場の開設者を経て行ひ、こういうふうにしておるのであります。いわゆる他の農産物あるいは水産物の中央卸売市場に比べますれば、取引が多少簡単でありますので、これだけのことを規制いたしましたれば、一応従来とか言われるので下の取引といふことで、いろいろ不安あるいは疑惑を持たれておつたところはなくなるというふうになると思ひます。

くいくためには、登録によりまして、法律案の第五条に、一定の欠格要件に該当するものは登録を与えない、こういうふうにしておるのであります。

それからどういうふうにして運営するかというところは、必ず業務規程というものを定めさせるといふことを第六条に規定いたしております。これを県の登録簿に載せると同時に、市場を利用する人にもはつきりわからせる、こういうふうな仕組みにしておるのであります。

市場の中の方につきましては、これも取引の公正、円滑を期する最小限度の規制をやつておるのであります。第十二条から第十七条までをこれに規定しておるのであります。開設者は家畜取引前及び終了後に所定の事項を公表する。どれだけの価格で売れといふことが大体の内容になります。あるいは獣医師を置いて健康検査の要求があればいつでも検査してやるし、あるいは市場にはつなぎ場とか、あるいは衛生的に周囲に迷惑をかけないような畜舎とか、あるいは排泄物の処理施設を作るといふようなことをやる。さらに場の取引はせりを原則とする。それから決済は必ず市場の開設者を経て行ひ、こういうふうにしておるのであります。いわゆる他の農産物あるいは水産物の中央卸売市場に比べますれば、取引が多少簡単でありますので、これだけのことを規制いたしましたれば、一応従来とか言われるので下の取引といふことで、いろいろ不安あるいは疑惑を持たれておつたところはなくなるというふうになると思ひます。

次に産地家畜市場は先ほども申し上げましたように、千四百のうち千百に及ぶ数字を示しております。その状況を見ますと、家畜の生産された地域にあり、家畜を生産する農家がその生産した家畜を売りに行くという、すなわち家畜商同士の取引が主になる集散地と違って、農家が自分の生産したものを売るといふのを産地家畜市場と言っておるのではありません。主として小牛小馬を扱っております。しかし開催日数も少く、一日当りの入場頭数も少く、ほとんど全部が農協または地方公共団体で開設されておるのであります。率直に申し上げまして相当乱立しておる地域が多いのであります。従いまし

て、その結果は取引の公正が期しがたし、手数量等もその価値でない、こういうふうな関係でありますので、でき得ればこれらの市場の開催者もしつかりし、比較的多数集めることができれば、従つて施設も手数料もりっぱなものができようという市場に再編することがいいと、こういう目的をもちまして第十九条から二十条までに市場の再編整備の条項を置いておるのであります。これは市場の再編整備をやつたらいいという地域をその地域内の市場の開設者の申請に基いて都道府県がきめる、そうしますと、市場の開設者が合意したとして、生産者であるとか、そのほか利害関係者の意見も十分に聞かしまして、一定の期間を定めまして話し合ひで整備をしていこう、こういうのがねらいであります。そのほか市場外の取引ということも現在相当行われておりますので、そういうものにつきましても、まあ市場が確立すれば市場において取引されることを期待するの

であります。しかし全部そういうふうにするというわけにも参りますまいと思ひまして、市場外で取引する場合には、取引業者に価格とか、性とか、特徴というふうなものを書いた証明書を契約書と同時に売り手に渡すというふうな規定を置いておるのであります。以上が大体たゞいま出してあります取引法のおもな点であります。

なお配付いたしておきます表についてちょっと申し上げますと、第二表は家畜市場を上場される家畜の種類別によつて分類してみたのであります。乳牛、役肉牛、馬、綿羊、ヤギ、豚と

いうので、千四百の市場で二千二百八十のそういうふうな家畜の種類別に見ると市が開催される、こういうふうになつております。

第三表は一市場当りの相場される家畜の頭数別に今の表を分類してみたのであります。その表でござらんになりますように、百頭以下の市場が半分を占めていて、百頭から六百頭の間に占めて、それに次いで相当の部分占めていて、すなわち産地の家畜市場が非常に多いということを示しているものであります。

それからその次は第四表としまして、これらの相場される家畜の種類別の表を掲げておきました。

それから第五表としましては、市場で何日ぐらゐやられておるかという分類に仕分けてみたのであります。

六表以下は、六、七表は家畜の飼養頭数あるいは飼養戸数であります。

八表では成畜子畜別に販売先別にどういうふうな売られておるかという調べを出してみたのであります。

あとは牛の価格の変遷のグラフとかであります。

なおお断り申し上げておきますが、この調査は府県の報告に基くものが主でありまして、そのほかの調査を参考にしながら分析をしておりますので、必ずしも各表の数字がぴたつと合つておりません。その点はたゞいままで法律的な規制ができておりませんので、私の方で調査いたしましたものではっきりした数字が出ていなかったものですから、やむを得ずそういうふうな表になつておりますので、お断り申し上げます。

以上大体簡単であります。以上説明を聞いたのであります。これから質疑に入ることになります。御質疑の向きは順次御質疑を願ひます。

○森八三三君 三点お伺ひしたいと思ひます。今御説明にもありましたように、この法律の制定前に、すでに多数の府県では、府県の条例その他の規程をもちまして、市場の開設の許可制とか、あるいは類似市場の取締り等に関するいろいろな措置を講じているわけでありまして、そこでこの法律が実施になりました場合に、そういうふうな、すでに現存しておる都道府県等の条例、規程等によつて行われておるものとの関連が一体どういうふうな整理されるかということが第一点でございます。

それから第二点は、ここで家畜そのものの公正な取引を確保していくというところについては、一応の方法が打ち出されて参つたのであります。先刻おつしやうのように、委員会の付帯決議には、畜産物の公正な取引について

も適切な措置を講ずべきであるという趣旨からいたしまして、枝肉なんかの取引の公正を期する、これは非常に現在では乱雑に乱れておると思うのでございまして、これまたこの法律を作つて家畜そのものの公正な取引をやつて、家畜の増産に資しようというところは、その製品、枝肉なんかのことについても考へていかなきゃ、首尾一貫しないというところになるわけでありまして、そういう点についてどういうようにお考へになつておるかという点を第二点としてお伺ひをしておきたいと思ひます。

それから第三点は、再建整備といひますか、乱立している市場の整備をしよう、これは意味はよくわかります。わかりますが、そういうことが進んでいく結果として、生産者の庭と市場との距離がだんだん遠隔になつていくということから生ずる、産地市場の整備に伴つて生産者に不利を来たすおそれがあるようにも思われます。また一方登録制度になることによつて一種の独占的な傾向も持つてくるわけでありまして、そういうことから、そういう危険が考へられますが、これに対してはどう取り組んでいかれるのか、一面臨時市場を開設することによるというふうな規定もございまして、そういうふうな規定によつてこれを救済しようというふうなことが考へられるとすると、そこにもまた臨時市場の開設によつて一方には本来の市場の整備、再建をやろうというところと全然逆の結果が生まれてくるということも、これは考へられるのであります。その辺のところをどうお考へになるのか、以上三つの点をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) 最初の点は、法律が施行されれば、当然その法律に従つて市場開設者を法定の登録を受け、あるいは施設をしなければいかなくなる、条例は効力がなくなり

ける品目になっておりまして、取引をうまくやる場がない。そういうふうな状況でありますので、まず流通が行われる基盤を、施設を作つていきたい、こういうふうに考えております。従いまして、追つかけて枝肉等の流通の整備に関する制度も考えていきたいと、こういうふうに考えております。

それから第三点は市場の整備が、かつてマイナスの結果を生ずるおそれはないか、こういう点であります。これを作る点にもそういう点非常に關心を払つております。従いまして無理にある勢力に支配されてですね、お話のような家畜を生産する農家が迷惑のこうむるような結果にならないような配慮を法律の条文に置いておるので、従つて条文としましてはまあ弱い。すべて話がつかなければやらない。それからたとへば二十条の四項にありますが、協議がととのわない場合には、都道府県知事の助言、あつせんを求め、そういうふうな非常にやわらかく規定いたしました。関係地域の利害関係者、あるいは家畜整備をしようとする範囲内にある産地家畜市場の関係者が完全に意見が一致してからやろうと、こういうような考え方にしておるのであります。

○理事(三浦辰雄君) 速記をとめて下さい。

○理事(三浦辰雄君) 速記をつけて下さい。

〔速記中止〕

○理事(三浦辰雄君) 速記をつけて下さい。

本法案の取扱ひについては、懇談によつてお取りきめを願つたように取り運びたいと存じますから、御了承をお願いいたします。

都合によつて残余の議事は後日に回して、本日はこれをもつて散会いたします。

午後二時四十八分散会

三月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、開拓融資保証法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月四日)

一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十一日)

一、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月四日)

一、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十日)

三月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案

飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項に掲げる者は、同項の届出事項を、前二項の規定による届出をした者は、その届出事項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 新たに第二条第一項の農林大臣の指定があつたため製造業者又は

輸入業者となつた者は、その指定があつた日から一箇月以内に、前項各号に掲げる事項を農林大臣に届け出なければならない。

第三条の次に次の三条を加える。

(公定規格の設定)

第三条の二 農林大臣は、第一条に規定する目的を達成するため必要があるとき、飼料の種類を指定して、その種類ごとに成分量の最小量又は最大量その他必要な事項についての規格(以下「公定規格」といふ)を定める。

2 製造業者、輸入業者、販売業者又は飼料の消費者(以下「利害関係人」といふ)は、省令で定める手続により、飼料の種類を定め、その種類につき、公定規格案を具して農林大臣に申し出ることができる。

3 農林大臣は、前項の規定による申出を受けた場合において、その申出に係る種類の飼料について公定規格を定める必要がないと認めるときは、その理由を記載した書面をもつて、その旨を当該申出人に通知しなければならない。

4 農林大臣は、必要があると認めるときは、公定規格を定めるべきかどうか又は定めるべき公定規格の案について、公聴会を開いて利害関係人及び学識経験のある者の意見を聞くことができる。

5 前項の公聴会について必要な事項は、省令で定める。

(公定規格の改正及び廃止)

第三条の三 前条の規定は、公定規格の改正又は廃止について準用する。

(公示)

第三条の四 公定規格の設定、改正又は廃止は、その施行期日を定め、その期日の三十日前までに告示しなければならない。

第四条第一項中「前条第一項の規定により届出をした者」を「公定規格が定められている種類の飼料の製造業者又は輸入業者であつて第三条第一項又は第二項の規定による届出をしたもの」に、「輸入に係る飼料」を「輸入に係る飼料で公定規格が定められている種類のもの」に改め、同条第二項中「成分量」を「保証成分量」に改める。

第五条第一項中第一号を削り、第二号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 申請に係る飼料が公定規格に適合しないとき。

二 申請に係る飼料の名称が第十条六条第二項の規定に違反するとき。

第五条第二項中「第二十二条」を「第二十二条第二項」に改める。

第六条中「当該飼料につき、前条第一項各号の規定に違反していないと認めるときは」を「前条第一項又は第二項の規定により登録を行わない場合を除き」に改める。

第七条第一項中「三年」とし、申請により更新することができるものを「三年とする」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の登録の有効期間は、申請により更新することができる。但し、公定規格の改正により公定規格に適合しなくなった飼料及び公定規格の廃止により当該種類につ

き公定規格の定がなくなつた飼料については、この限りでない。

第八条第三号を削る。

第九条中「又は前条の規定により登録が失効したとき」を「前条の規定により登録が失効したとき、又は第二十二条第二項の規定により登録を取り消したとき」に改める。

第十条第五項中「又は第八条の規定により登録がその効力を失つたとき」を「第八条の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第二十二条第二項の規定により登録が取り消されたとき」に改め、同条に失つた事由及びその年月日を農林大臣に届け出なければならない」を「登録証を農林大臣に返納しなければならない」に改める。

第十一条の見出しを「登録飼料保証票」に改め、同条第一項中「保証票」を「登録飼料保証票」に改める。

第十二条第一項、第十三条第二項及び第十四条(見出しを含む)中「保証票」を「登録飼料保証票」に改め、第十五条の次に次の一条を加える。

(成分等の表示義務)

第十五条の二 製造業者又は輸入業者は、その製造又は輸入に係る飼料で左の表の上欄に掲げるものについては、その容器又は包装の外

部に、省令で定めるところにより、それぞれ同表の下欄に掲げる事項並びに当該製造業者又は輸入業者の氏名及び住所を表示したものでなければ、これを譲り渡してはならない。但し、登録飼料の製造業者又は輸入業者が当該登録に係る名称を用いて飼料を譲り渡す場合は、この限りでない。

- 一 石灰石粉末、貝がら粉末、骨粉その他カルシウム又は磷酸の含有量が多く、家畜の栄養上これらの物質の補給の用に供される物で省令で定めるものを混入した飼料
- 二 わら粉末、乾草粉末その他粗繊維の含有量が多く、家畜の栄養にも供される物で省令で定めるものを混入した飼料
- 三 尿素を混入した飼料

粗灰分の成分量並びに混入した上欄に掲げる物の名称及びその混入の割合
粗繊維の成分量並びに混入した上欄に掲げる物の名称及びその混入の割合
尿素を混入した旨及びその混入の割合

第十八条中「登録飼料」の下に「又は第十五条の二の規定による表示の附された飼料」を加え、「保証票」を「登録飼料保証票又は第十五条の二の規定による表示」に改める。

第二十二條を次のように改める。
(違反の場合の行政処分)

第二十二條 農林大臣は、製造業者、輸入業者又は販売業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、これらの者に対し、飼料の譲渡又は引渡を制限し、又は禁止することができる。

2 農林大臣は、登録飼料の製造業者又は輸入業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その登録を取り消すことができる。

第二十三條中「前条」を「前条第二項」に改める。

第二十四條第一項第三号中「第十二條の規定による飼料の譲渡若しくは」を「第二十二條第一項の規定による飼料の譲渡又は」に改める。

(権限の委任)

第二十五條 この法律の規定により農林大臣の権限に属する事項は、

政令で定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

第二十七條第二号中「保証票」を「登録飼料保証票」に改め、第二十九条中「第二十二條の規定による飼料の譲渡若しくは」を「第二十二條第一項の規定による飼料の譲渡又は」に改め、第三十二條中「第十一條」の下に「又は第十五條の二」を加える。

附則

1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の飼料の品質改善に関する法律の規定によつてした登録は、当該登録の有効期間中は、改正後の同法の相当規定に基いてしたものとみなす。

昭和三十一年三月十四日印刷

昭和三十一年三月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局